平成２２年（フ）第３０４号
山形市大字大森1041番地
債務者　高橋　房子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０９号
山形県東村山郡中山町大字土橋17番地
債務者　穂積　寛克
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
山形県上山市原口432番地
債務者　水澤加代子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１７号
山形市本町２丁目２番28号　セントラルビル210号
債務者　高柳　夕子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１９号
山形市大字大森576番地　Ｃ―104号大森住宅
債務者　木村　鋼一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２１号
山形県東村山郡中山町あおば10番地４
債務者　橋本　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３２号
山形県西村山郡西川町大字水沢301番地１
債務者　渋谷　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２２号
名古屋市緑区大高町字子ノ年２番地の１
債務者　建部　妙子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６８１号
大阪市城東区野江３丁目25番14号ルミエールマロン105
債務者　吉田　昌令
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５７号
大阪市淀川区宮原１丁目16番18号　シャネル新大阪101号、住民票上の住所三重県伊賀市桐ケ丘１丁目146番地
債務者　道岡　正樹
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１１号
大阪市東成区大今里３丁目26番５号　富士コーポラス304号
債務者　渡邊　静子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４８号
大阪府門真市幸福町15番19号
債務者　吉村　庄一（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６１号
大阪府豊中市若竹町２―５―22　レオパレス若竹Ⅱ102号室、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字海浦382番地
債務者　福田　真理
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７６号
大阪府八尾市東町１丁目114番地
債務者　多田　睦美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９９号
大阪府八尾市太子堂３丁目３番34―202号
債務者　関口　和也
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１４号
大阪府枚方市村野東町51番８―407号
債務者　岡島　里恵（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２４号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目74番10―212号
債務者　古屋敷勇二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５７号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番２―1302号、事業所所在地大阪府茨木市駅前２丁目５―24
債務者　茨木蔵元こと　久保尾行孝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部